

国民健康保険

越ヶ谷町財政の更正を図るため、昭和10年1月に町民有志が至誠会という無尽講を設立した。納税成績も向上し、流動資金ができたことから、国民健康保険の先駆けとなる医療共済を目的とする「順正会」を同年12月に成立させた。当時の会員数は91人、被保険者数489人と少なかったが、昭和11年には「越ヶ谷順正会」と名称を改め、昭和12年には会員数770人、被保険者数4500人と会員数は増加し、相互扶助の理解と実行が実を結ぶに至った。昭和13年、国はこの制度を参考として国民健康保険法を公布し、同年7月1日よりこの法律が実施された。そして法律施行と同時に、越ヶ谷順正会国民健康保険組合を設立、翌14年には、大相模村川柳村、その翌年荻島村と年を重ねるごとにこの制度は広がっていった。この功績をたたえ、市役所敷地内に「相扶共済」と銘が刻まれた石碑が建っており、その碑文の中で「国民健康保険発祥の地なり」と記され、先人の偉業が顕彰されている。

7-22. 国民健康保険加入状況

各年3月31日

年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)	国保世帯数 (世帯)	加入率 (%)	被保険者数の内訳 (人)	
					一般	退職
平成30	73,951	21.54	47,427	30.81	73,864	87
令和元	70,855	20.56	46,408	29.66	70,848	7
2	69,532	20.13	46,090	29.03	69,532	0
3	66,733	19.36	44,748	28.02	66,733	0
4	62,777	18.26	42,839	26.61	62,777	0

資料：国保年金課

7-23. 国民健康保険税賦課基準

(医療分)

区分	令和3年度		4年度		5年度	
	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)
所得割	65.81%	8.2%	63.73%	7.8%	63.12%	7.8%
均等割	34.19%	26,500円	36.27%	29,000円	36.88%	29,000円

(介護分)

区分	令和3年度		4年度		5年度	
	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)
所得割	61.88%	1.9%	60.71%	2.2%	59.96%	2.2%
均等割	38.12%	9,500円	39.29%	11,500円	40.04%	11,500円

(支援金分)

区分	令和3年度		4年度		5年度	
	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)
所得割	60.67%	2.2%	60.11%	2.45%	59.61%	2.45%
均等割	39.33%	9,000円	39.89%	10,500円	40.39%	10,500円

(注) 賦課割合は、当初賦課時点での割合

資料：国保年金課

7-24. 国民健康保険事業状況

(1) 事業費

(単位：千円)

区 分		令和2年度	3年度	4年度
平均被保険者	世帯（世帯）	46,475	45,728	44,265
	人員（人）	70,531	68,656	65,535
収 入 額		30,739,918	31,474,932	31,238,824
支 出 額		29,923,585	30,686,078	30,609,428
保険税 (現年度)	調定額	7,153,344	6,961,102	7,043,439
	収納額	6,531,927	6,413,167	6,467,090
	収納率(%)	91.32	92.13	91.83

資料：国保年金課

(2) 給付等（退職者医療分含む）

(単位：千円)

区 分	令和2年度	3年度	4年度
療養給付費	17,358,763	17,764,949	17,565,459
療養費	204,922	204,900	183,481
高額療養費等	2,516,529	2,532,891	2,587,007
その他給付	164,249	154,048	161,507
合 計	20,244,463	20,656,788	20,497,454

資料：国保年金課